

木材流通の特徴と 世界的な動向との関係

立花 敏

筑波大学生命環境系

2021年9月29日（水）

違法な森林伐採・木材取引問題に関する振り返り①

- 1980年代後半
 - 熱帯林減少への危惧
 - 英国の熱帯材不買運動⇒基準・指標づくり
- 1992年
 - 環境と開発に関する国際連合会議での森林に関する原則声明
 - 国際熱帯木材機関による持続可能な森林経営のための基準・指標
- 1993年
 - 環境NGOによるFSCの設立と森林認証の始動
- 1999年
 - 欧州11カ国の森林認証制度の代表によるPEFCの設立
- 2002年
 - 合法性確認システムに関する英国とインドネシアのMoU、英国TTFの経営基準
- 2003年
 - 森林法の施行、ガバナンス、貿易（FLEGT）のEU行動計画の公表

違法な森林伐採・木材取引問題に関する振り返り②

- 2006年：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（**グリーン購入法**）の改正⇒林野庁ガイドライン（3パターン）
- 2008年：**米国レイシー法**改正
 - 米国の法律、関連する外国の法律に反して収穫されたあらゆる植物について…輸入、輸出、流通、販売を禁止
 - 原産地及び樹種等の申告を要求する合法産地の確認のため罰則を伴うデューケアを導入
- 2010年：**EUのTimber Regulation**の採択、13年の発効
 - 違法伐採材やその製品の貿易に対抗
 - 各国の法令に基づく罰則を伴うデューデリジェンスの導入
- 2012年：**豪州の違法伐採禁止法**の制定、14年の違法伐採材禁止規則
 - 国内外の法律に違反して伐採された違法材の国内市場への流入リスクの低減と合法的な木材流通の促進
 - 罰則を伴うデューデリジェンスの導入
- 2017年：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（**グリーンウッド法**）施行

違法な森林伐採・木材取引への対策に向けて

- 法制度的側面：グリーン購入法（合法木材）とクリーンウッド法（クリーンウッド）との関係
 - 県産材認証等の地域認証を含め、複数の制度があることの分かり難さ
⇒ これまでの2つの法制度をいかに発展させるか
 - 罰則に向かわずにDDのような仕組みをどういう形で導入していくか
 - 様々な好事例のPRによる対策や合法性の普及・促進
- 国産材
 - 盗伐等の問題の顕在化への対策
 - 木材関連事業者の間（川上～川下）で連携（情報共有を含む）をどう図るか
 - 都道府県木連や都道府県森連等の団体を通じた周知徹底や指導、確認作業
- 輸入材
 - 高リスクな国、高リスクな材種・製品の明確化と自主的な公表
 - 上記に関する取引を行う一部業者への周知徹底や指導、確認作業
 - 輸入時点での対策をどう講じるか⇒税関との連携
 - EUTRの運用を参考にすればNGOからの情報提供